

# 岩倉市自動販売機設置事業者募集要項

岩倉市が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

## 1 公募物件

次の清涼飲料水用自動販売機 12 台の設置事業者を募集する。

物件番号	所在 地	設 置 場 所	種 類	外 形 尺 法			位 置
				幅	奥行き	高さ	
1	愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地	岩倉市役所地下 1 階 【災害対応型自動販売機（フリーベンド）】	缶・ビン P E T	1.20m 程度	1.20m 程度	2.00m 程度	別図 (物件案内図)の とおり
2	(同上)	岩倉市役所 1 階 【公衆無線 LAN サービス、カーボンオフセット】		1.40m 程度	1.00m 程度	2.00m 程度	
3	(同上)	岩倉市役所 6 階 【災害対応型自動販売機（フリーベンド）】		1.20m 程度	0.80m 程度	2.00m 程度	
4	愛知県岩倉市鈴井町下新田 123 番地	総合体育文化センター 1 階		1.00m 程度	1.00m 程度	2.00m 程度	
5	(同上)	総合体育文化センター 1 階 【災害対応型自動販売機（フリーベンド）】		1.40m 程度	1.00m 程度	2.00m 程度	
6	(同上)	総合体育文化センター 1 階		1.20m 程度	1.00m 程度	2.00m 程度	
7	(同上)	総合体育文化センター 2 階 【災害対応型自動販売機（フリーベンド）】		1.20m 程度	1.00m 程度	2.00m 程度	
8	(同上)	総合体育文化センター 2 階		1.00m 程度	1.00m 程度	2.00m 程度	
9	愛知県岩倉市西町無量寺 2 番地 1	ふれあいセンター 1 階 【災害対応型自動販売機（フリーベンド）】		1.10m 程度	1.00m 程度	2.00m 程度	
10	愛知県岩倉市野寄町火吹 6 番地	野寄テニスコート管理棟内		1.20m 程度	1.00m 程度	2.00m 程度	
11	愛知県岩倉市本町神明西 20 番地	生涯学習センター 【公衆無線 LAN サービス】		1.00m 程度	0.90m 程度	2.00m 程度	
12	愛知県岩倉市昭和町二丁目 17 番地	市民プラザ 1 階【公衆無線 LAN サービス】		1.20m 程度	1.00m 程度	2.00m 程度	

※ 設置は、物件番号毎に各 1 台とする。また、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、応募前に設置場所を確認すること。

(参考) 使用料(年額)	87,360 円	物件番号 1 ~ 12 (全物件) の合計
--------------	----------	-----------------------

※ (参考) 使用料は、岩倉市行政財産使用料条例（平成 22 年岩倉市条例第 1 号）別表に規定する行政財産の使用料に基づいて算出したもの。（令和 7 年度単価：1 m<sup>2</sup>当たり 520 円／月）

## 2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り設置事業者に応募することができる。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

① 成年被後見人

- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ④ 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑥ 破産者で復権を得ない者
  - ⑦ 市の指名停止措置を受けている者若しくは市の指名停止取扱要領に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- ① 岩倉市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 岩倉市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が岩倉市と契約を締結すること又は岩倉市との契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により岩倉市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由なく、岩倉市との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 国税、県税及び市税の未納がないこと。

### 3 公募条件等

#### (1) 使用料等

##### ① 使用期間

この要項に基づく自動販売機の設置は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間とする。

なお、令和9年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初岩倉市が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年毎に申請を行うことにより、最長、令和13年3月31日までの間、使用許可を受けることができる。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと岩倉市が判断した場合に限る。

##### ② 年間の支払いについて

###### ア 年額使用料

設置事業者は岩倉市行政財産使用料条例別表に規定する使用料を年度ごとに岩倉市の発行する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の岩倉市が指定する期限までに当該年度分を全額納入すること。

なお、使用期間中であっても、条例改正等により使用料が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

###### イ 年額設置料

応募価格にて決定された額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）を1年間の使用許可を受けた場合における年額設置料とする。また、年額設置料のうち岩倉市の指定する額を岩倉市の指定する福祉団体に納付することとし、残額を年度ごとに岩倉市の発行する納入通知書により、使用

開始前又は許可年度開始前の岩倉市が指定する期限までに当該年度分を全額納入するものとする。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機に係る光熱費は、全額を設置事業者の負担とし、岩倉市の発行する納入通知書により、岩倉市が指定する期限までに全額納入すること。光熱費の額は、次の計算によるものとする。

ア 電気料金

自動販売機に設置する計量機器（子メーター）の指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とする。

なお、設置する計量機器（子メーター）（業務用電力量計に限る。）は、適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とする。電気料金の算出方法は次のとおりとする。

【電気料金の算出方法】

電気料金（円） = [電気料金単価（円/kWh） × 電気使用量（kWh）] の小数点以下を切り捨てた額とする。

※ 電気料金単価（円/kWh）には、燃料費調整単価その他賦課金を含むものとする。

④ 実績の報告

設置事業者は、本件使用許可に係る自動販売機の実績（売上状況等）を、別に指定する期日までに、岩倉市に報告することとする。

(2) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとすること。

① ヒートポンプ式を採用し、ピークカット等の消費電力量の低減に資する技術を搭載した機種であること。また、環境対策としてノンフロン対応機とすること。

なお、少なくとも、市役所1階に設置する自動販売機については、カーボンオフセット自動販売機若しくはそれに類する自動販売機を設置し、環境に十分配慮した機種であることを自動販売機のアップーサインで表示すること。

② 設置する自動販売機のデザインや外観色は、設置場所やユニバーサルデザインに配慮したものとすること。

③ 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。

④ 外形寸法の値を超えないものとし、転倒防止対策（原則アンカー止めは禁止）及び火災予防対策を十分行い、据付面を確認した上で安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないかを確認すること。

⑤ 自動販売機からコンセントまでのコードについては、状況に応じ被覆処理を行うこと。

(3) 使用上の制限

① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。

② 使用期間中に「2応募資格要件（3）」の許認可等の取消しを受けないこと。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。

④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出の時間及び経路については、岩倉市の指示に従うこと。

⑤ 販売品目は、茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の清涼飲料水とし、酒類及びその類似品（ノンアルコール飲料）やたばこの販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

なお、商品の具体的な構成については、設置事業者決定後、事前に岩倉市と協議を行うこと。

(4) 維持管理責任

次のことを遵守すること。

① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、適切な在庫と補充管理を行うこと。特に、施設の特性（スポーツ施設等）により商品の売上げが異なるため、品切れ等により利用者が購入するとのできない状態が生じるよう努めること。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等を他者に行なわせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを市に提出しなければならない。

② 清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・瓶・ペットボトル等）の

種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、使用済み容器は、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- ④ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑤ 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故については、岩倉市に報告するとともに、岩倉市の責めに帰さない事由による場合は、設置事業者の責任において解決すること。
- ⑥ 岩倉市の責めによることが明らかな場合を除き、岩倉市は自動販売機に係る盜難事故や破損事故等に関し、その一切の責任を負わないものとする。また、設置事業者は、自動販売機が負傷や汚損し、又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置事業者が負担すること。

(5) 災害対応型自動販売機（フリーベンド）

設置事業者は、次の項目に基づき災害対応型自動販売機を設置すること。

- ① 「1 公募物件」に記載のとおり、物件番号1、3、5、7及び9に設置する自動販売機は、災害対応型自動販売機とすること。
- ② 設置事業者は、災害時において避難者等に対し、災害対応型自動販売機内の在庫飲料を無償で提供すること。また、岩倉市から要請があった場合は、これに協力すること。
- ③ 災害時に電気が供給されない状況においても使用（対応）できる機能を有する自動販売機とし、避難者等が災害対応型自動販売機であることを認識できるよう、表示等を工夫すること。

(6) 公衆無線LANサービス

- ① 物件番号2（市役所1階）、11（生涯学習センター）及び12（市民プラザ1階）に設置する自動販売機には、公衆無線LANサービスを付加すること。
- ② 公衆無線LANサービスの仕様は、別紙「公衆無線LAN設置仕様書」によること。

(7) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときは、速やかに原状回復すること。ただし、岩倉市が認めた場合は、この限りではない。

なお、設置事業者は、原状回復に関し岩倉市に対して一切の補償を請求できないものとする。

(8) その他

- ① 総合体育文化センターについては、現在指定管理者制度を導入しているため、自主事業の一環として、自動販売機を使用して食品（飲料水を除く。）を販売する場合がある。
- ② 市の事業として、市役所等において飲料水の販売、ウォーターサーバーの設置等を行う場合がある。（過去の実績：令和3年度に「市制50周年記念事業」として、市役所、総合体育文化センター、生涯学習センター及び市民プラザにおいて、上下水道課が作成した「いわくらしや水（すい）」（500ml）を期間限定で販売した。）

#### 4 参考データ

(1) 施設の職員数又は施設利用状況

① 岩倉市役所

職員数（単位：人）

正規職員	202	会計年度任用職員	121
------	-----	----------	-----

② 総合体育文化センター

ア 施設利用状況（単位：人）

令和5年度	令和6年度
365, 218	340, 567

イ 総合体育文化センターを会場とした行事来場者数（単位：人）

行事名	令和5年度	令和6年度
夏まつり	17, 000	18, 000
市民ふれ愛まつり	13, 000	13, 500
市民文化祭	3, 479	3, 432
市民健康マラソン	995	1, 094

③ ふれあいセンター

ア

職員数 (単位:人)	4 3
------------	-----

イ 施設 (部屋別) 利用状況 (単位:件)

部屋名	令和5年度	令和6年度
研修会議室 (2階)	1 9 2	2 2 6
多目的ホール (2階)	1 3 5	1 3 3
視聴覚室兼研修室A (3階)	3 0 1	3 1 5
視聴覚室兼研修室B (3階)	2 8 8	2 9 7

④ 野寄テニスコート

施設利用状況 (隣接するスポーツ広場利用者含む) (単位:人)

令和5年度	令和6年度
8 1, 3 2 0	8 6, 5 8 6

⑤ 生涯学習センター

施設利用状況 (単位:人)

令和5年度	令和6年度
9 5, 1 1 1	9 4, 2 4 8

⑥ 市民プラザ

施設利用状況 (単位:人)

令和5年度	令和6年度
4 9, 9 4 9	5 0, 9 4 0

(2) 閉庁日又は閉館日

施設名	閉庁日又は閉館日
市役所、ふれあいセンター	土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日
総合体育文化センター、 野寄テニスコート、生涯学習センター、 市民プラザ	12月29日から翌年1月3日

(3) 公募物件の年間販売実績

施設名	令和5年度		令和6年度	
	販売本数 (本)	税抜売上金額 (円)	販売本数 (本)	税抜売上金額 (円)
市役所	1 8, 7 0 7	2, 3 7 6, 7 3 5	2 0, 2 4 8	2, 6 4 0, 6 9 8
総合体育文化センター	1 8, 4 4 7	2, 4 4 4, 1 4 5	1 8, 5 5 8	2, 4 8 4, 4 1 8
ふれあいセンター	1, 2 0 1	1 4 0, 9 1 8	8 3 5	1 0 3, 6 2 7
野寄テニスコート管理棟	3, 2 1 5	4 4 1, 8 0 9	3, 0 7 9	4 2 4, 7 5 4
生涯学習センター	5, 2 5 7	6 6 3, 4 4 5	5, 7 1 2	7 3 6, 9 0 9
市民プラザ	3, 0 8 2	4 0 6, 2 0 9	3, 3 8 5	4 5 0, 0 5 4
合 計	4 9, 9 0 9	6, 4 7 3, 2 6 1	5 1, 8 1 7	6, 8 4 0, 4 6 0

※ 上記実績は、今後の販売本数等を保証するものではありません。

## 5 応募申込手続

### (1) 申込方法

① 郵送する場合	
受付期間	令和8年1月13日（火）～ 令和8年1月26日（月）（必着）
送付先	〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地 岩倉市総務部行政課 ※ 簡易書留、書留又はレターパックプラスにより送付すること。また、設置事業者が決定するまで、差出控え（郵便物受領証等）を必ず保管してください。 ※ 封筒の表面に「応募書類在中」の旨を朱書きすること。
② 持参する場合	
受付期間	令和8年1月13日（火）～ 令和8年1月26日（月）（必着） 【午前9時から午後5時15分まで】 ※ 閉庁日（土曜日及び日曜日）は受付を行いません。
提出先	愛知県岩倉市栄町一丁目66番地 岩倉市総務部行政課（市役所4階）

(2) 必要な書類(提出部数は各1部) ※ ⑤、⑥、⑦及び⑧は発行日から3か月以内のものに限る。

必 要 書 類		法 人	個 人
①	応募申込書（岩倉市所定様式第1）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	誓約書（岩倉市所定様式第2）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	「2 応募資格要件（3）」の許認可等に係る免許証の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④	設置する自動販売機のカタログ等※1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<input type="radio"/>	—
	住民票の写し※2又は営業証明書	—	<input type="radio"/>
⑥	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（国税）	<input type="radio"/>	—
	「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（国税）	—	<input type="radio"/>
⑦	「法人県民税」、「法人事業税」及び「自動車税」の納税証明書（県税）	<input type="radio"/>	—
	「法人事業税」及び「自動車税」の納税証明書（県税）	—	<input type="radio"/>
⑧	「法人市民税」及び「固定資産税」の納税証明書（市税）	<input type="radio"/>	—
	「個人市民税・県民税」及び「固定資産税」の納税証明書（市税）	—	<input type="radio"/>

※3

※1 設置を予定する自動販売機の仕様、寸法、消費電力等が分かるもの。（様式自由）

※2 マイナンバーの記載がないもの。

※3 「2 応募資格要件（6）」に係る未納の税額がないことの証明書

### (3) その他

- ① 電話、ファックス又はインターネット（Eメール等）による申込みはできません。
- ② 申込みに必要な書類が受付期間内に到達しなかった場合や不備があった場合は、受理できないのでご注意ください。
- ③ 郵便事故等により書類が受付期間内に到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできません。

## 6 質問書及び回答について

受付期間	令和8年1月13日（火）～令和8年1月16日（金） ※ 持参の場合 午前9時から午後5時15分まで
提出方法	本件の応募申込に関する質問がある場合は、質問書（岩倉市所定様式第4）により、受付期間内に、11募集に関する問合せ先に持参又はEメールにて提出すること。
回答予定日	令和8年1月22日（木）午後5時までにEメールにて回答予定
注意事項	① Eメールで質問書を提出する場合は、件名に「岩倉市自動販売機設置事業者募集質問」の文言を記載することとし、必ず到達確認の連絡を行うこと。また、Eメールの未着信等により発生したトラブルについて岩倉市は一切責任を負いません。
	② 質問書以外の方法（電話、口頭等）による質問の受付は行いません。また、質問・問合せ件数の情報は、競争性・公平性を保つため一切回答できません。
	③ 受付期間内に受領した質問にのみ回答し、回答に対する再質問は認められません。

## 7 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類を審査し、必要な資格を満たす者を設置事業者の選定対象とする。
- (2) 応募者は、物件番号1～12の全物件を設置するものとして応募すること。
- (3) 公募物件に対し、最低制限価格以上の応募申込みを行った者のうち、最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とする。  
なお、最高の価格で応募申込みを行った者が2者以上ある場合は、くじによる選定とする。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としない。
- (4) 最低制限価格は、1,000,000円（税抜）とする。
- (5) 応募申込書（岩倉市所定様式第1）に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）に使用料を加えた金額をもって決定金額とする。
- (6) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定予定日 令和8年1月30日（金）

設置事業者の決定後、決定金額及び決定した設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を応募者に通知するとともに、岩倉市ホームページに掲載する。

## 8 行政財産目的外使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、令和8年3月9日（月）までに、次の行政財産使用許可申請書等を提出すること。

《行政財産使用許可申請提出書類》（提出部数は各1部）

提出書類		法人	個人
①	行政財産使用許可申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	自動販売機の管理関係証明書（岩倉市所定様式第3）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し※	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合のみ。

## 9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消すものとする。

なお、この取消しにより当該事業者に損失が生じた場合であっても、岩倉市はこれを補償しない。

(1) 正当な理由なく、岩倉市が指定する期日までに使用許可の手続に応じないとき。

(2) 設置事業者が応募資格を喪失したとき。

(3) 設置事業者が応募資格を満たしていないことが判明したとき。

## 10 その他

(1) 使用許可の手続に要する一切の費用は、設置事業者の負担とする。

(2) 自動販売機の設置スケジュールその他必要な事項は、事前に総務部行政課と協議し、調整すること。

(3) 応募申込等により提出された書類は、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

## 11 募集に関する問合せ先

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市総務部行政課（市役所4階） 担当：夏目、牧山

電話：0587-38-5804（直通）

Eメールアドレス：gyousei@city.iwakura.lg.jp